

令和元年 11 月 1 日

MSR-19-038

三菱原子燃料株式会社

### UF<sub>6</sub> シリンダの許認可手続きについて

当社の新規規制基準対応で許可された核燃料物質加工事業許可申請書（平成 29 年 11 月 1 日付け原規規発第 1711011 号）（以下「現行事業許可」という）では UF<sub>6</sub> シリンダへの要求事項を「UF<sub>6</sub> シリンダは ANSI 規格の 30B 型若しくはその改良型とする」としている。

具体的な管理方法としてはハード管理（設工認）とソフト管理（保安規定）の二つの方法が考えられるが、ハード管理については後述する懸念事項があるため当社としてはソフト管理を考えている。

本行政相談においては前述の UF<sub>6</sub> シリンダのソフト管理の方法及びその許認可手続きについて当社の考え方を整理した。

#### 1. 現行事業許可での UF<sub>6</sub> シリンダの要求事項

| 現行事業許可での UF <sub>6</sub> シリンダの要求事項  |  |
|---|--|
| 「UF <sub>6</sub> シリンダは ANSI 規格の 30B 型若しくはその改良型とする」<br>（現行事業許可 86 頁、143 頁） | [化学処理施設]<br>臨界防止：減速度制限<br>閉じ込め：密封性能，耐食性能<br>（現行事業許可 39 頁）          |
|   | [核燃料物質の貯蔵施設]<br>臨界防止：減速度制限<br>閉じ込め：密封性能，耐食性能<br>（現行事業許可 63 頁、64 頁） |

#### 2. UF<sub>6</sub> シリンダの許認可手続き手順に関する検討結果

現行事業許可上は、UF<sub>6</sub> を充填した UF<sub>6</sub> シリンダ（以下「充 UF<sub>6</sub> シリンダ」という）は化学処理施設と貯蔵施設に位置付けており、すべての充 UF<sub>6</sub> シリンダが設工認対象となると考えている。

##### [ハード管理における懸念事項]

当社では設工認の認可を受けたものは、事業所外に搬出した時点で設工認が切れると考えている。そのため UF<sub>6</sub> シリンダを事業所外に搬出し、充 UF<sub>6</sub> シリンダを当社で受入・貯蔵する前に再度、設工認認可及び使用前検査合格が必要であると考えている。（詳細は図 1 参照）

図 1 のハード管理における手続きでは充 UF<sub>6</sub> シリンダは貯蔵施設に受け入れる前に使用前検査合格が必要となり、また、事業所外に搬出する洗浄済み UF<sub>6</sub> シリンダについては、撤去の設工認認可及び使用前検査合格が必要となる。

[ソフト管理の成立性]

現行事業許可での要求事項は、「UF<sub>6</sub>シリンダはANSI規格の30B型若しくはその改良型とする」であることから、充UF<sub>6</sub>シリンダを加工施設へ受入前に、ANSI規格の30B型若しくはその改良型であることを確認した後に加工施設に受入れることを、保安規定でソフト管理するという考え方が成立するものとする。

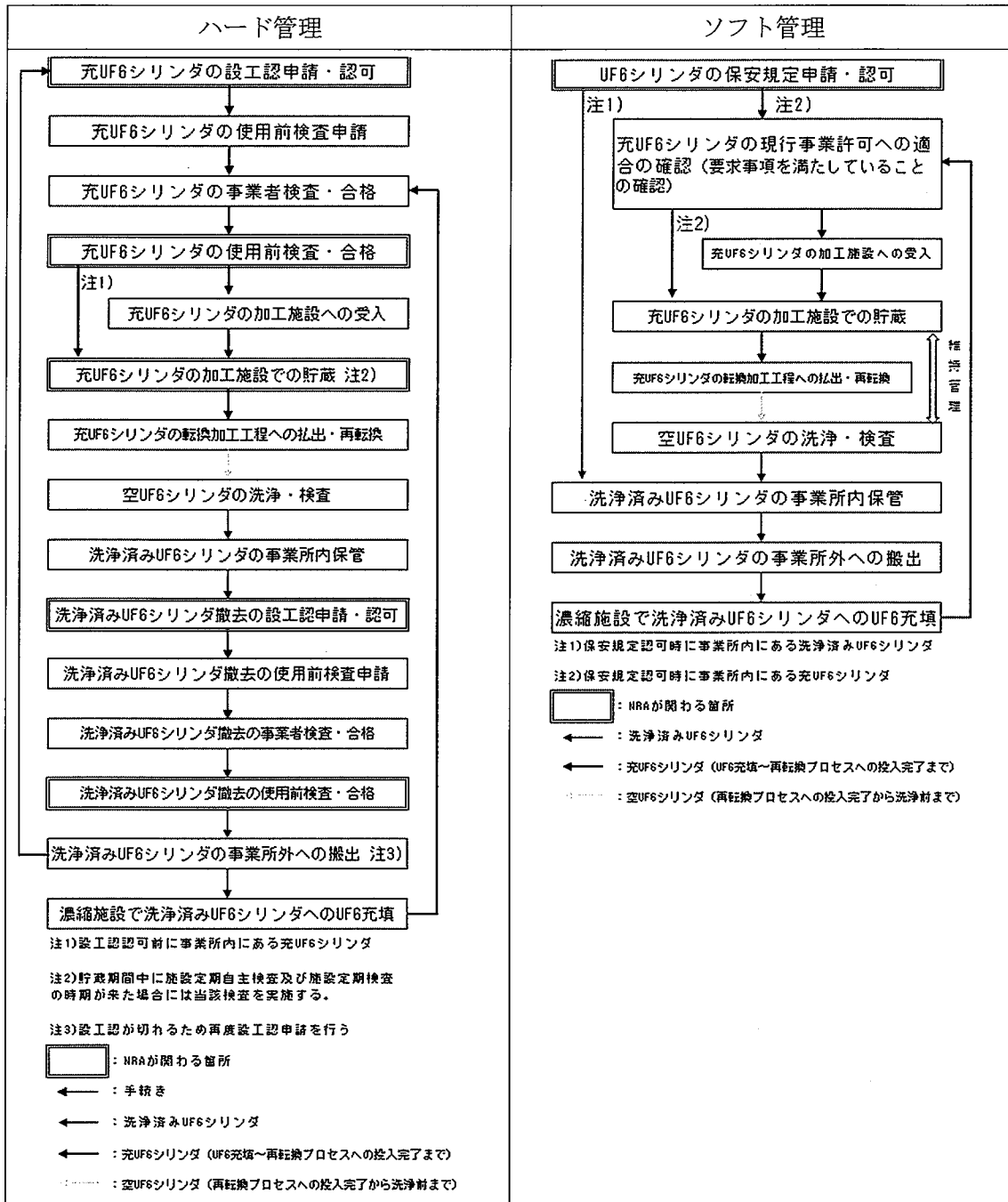


図1. 現行事業許可の基でのUF<sub>6</sub>シリンダ許認可手続き手順の検討結果

### 3. 今後のUF<sub>6</sub>シリンダの許認可手続き方法(案)

当社では今後のUF<sub>6</sub>シリンダの許認可手続き方法を以下のように考えている。

#### [設工認申請]

5次申請で登場する蒸発器の仕様表等に子機としてUF<sub>6</sub>シリンダの記載を登場させ、ANSI規格の30B型シリンダ若しくはその改良型シリンダの技術基準への適合説明を記載するとともに、UF<sub>6</sub>シリンダの管理方法について保安規定で定める旨を記載する。

#### [保安規定申請]

UF<sub>6</sub>シリンダの要求事項(1項参照)への適合性の確認方法及び維持管理方法を記載する。

以上